

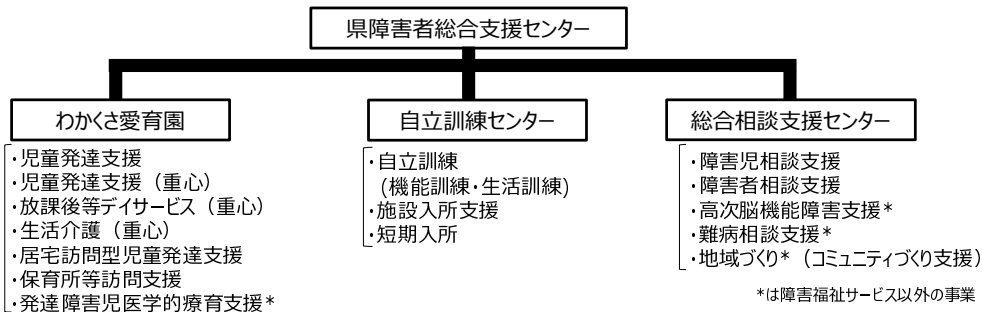
奈良県障害者総合支援センターのあり方（素案）

1. 県障害者総合支援センターの現状

①県障害者総合支援センターについて

沿革
S 63：奈良県心身障害者リハビリテーションセンターを開設
H 18：奈良県総合リハビリテーションセンターに改称
H 26：医療部門が独立行政法人化し奈良県総合リハビリテーションセンター、福祉部門が奈良県障害者総合支援センターとなる

②県障害者総合支援センターの体制



③県障害者総合支援センター内で実施している県委託事業

- 発達障害児者支援：奈良県発達障害者支援センターでいあ【受託者：（社福）宝山寺福祉事業団】
- 重症心身障害児者支援：奈良県重症心身障害児者支援センター【受託者：（社福）東大寺福祉事業団】

位置図



2. 共生社会の実現に向けて

資料3別添

「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」（令和5年4月1日公布）

条例の目的

障害のある人が、自らの選択に基づき、希望する地域生活を送ることができるよう支援体制の充実を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。（条例より一部抜粋）

奈良県障害者計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）

①計画の目標

「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく豊かな人生を歩んでともに暮らすことができる地域社会の実現」

②施策推進の基本的な考え方

I 生活全般にわたる包括的な支援

II 生涯にわたり途切れることのない支援

III 障害のある人の意思を尊重しともに暮らす支援

共生社会の実現に向けて 県障害者総合支援センターが果たすべき役割や機能の検討

共生社会

- (i) 共生社会の実現に向けた理解の促進
障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり
- (ii) 必要なときに身近な地域で相談できる体制づくり
地域における相談支援の体制づくり、誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化
- (iii) 希望する地域生活を送るための支援
自己決定・自立した生活の支援、ネットワークの強化
- (iv) 地域で安心してともに暮らすための環境づくり
住まいの確保、バリアフリーの推進、防犯対策の推進及び消費者被害の防止、災害時における支援の充実
- (v) いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり
保健・医療の充実、子どもへの支援の充実
- (vi) 障害特性等に応じた適切な教育の推進
特別支援教育の充実
- (vii) 能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進
雇用の促進、就労の継続、福祉的就労への支援
- (viii) 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり
情報アクセシビリティの推進、スポーツ・文化芸術活動等の充実

3. 県障害者総合支援センターの検討課題

- 県障害者総合支援センターは昭和63年に設置され、これまで約38年間県総合リハビリテーションセンターと一体的に医療と福祉が連携しながら、障害児者に対する自立訓練や児童発達支援、総合相談等を行っている。
- 一方、この間、障害者を取り巻く制度や社会環境等は変化しており、新たに「地域共生社会の実現」に向け、県施設として担うべき役割や機能を検討し、さらに充実させる必要がある。

4. 県障害者総合支援センターが担う役割

1. 現状

- (1) 不採算の分野や新しい分野で民間参入が少ない分野の福祉サービスを提供する役割
- (2) 高度、専門的な知識を要する分野、または複数の支援機関が関わる分野の横断的な調整等を行う役割

2. 委員のご意見

- ・民間サービスの有無だけでなく、本県における障害児者支援の「中核拠点」としての公的な役割・機能を重視すべき。
- ・地域の医療、介護、福祉、教育等の多様な関係機関が連携する「地域完結型」の支援体制を構築し、連携拠点の機能を強化すべき。
- ・県障害者総合支援センターが直接支援を行う機関を目指すのか、地域に拠点を置く支援機関の後方支援や人材育成を目的とするのか明確にすべき。
- ・教育との連携は必要。医療、介護、福祉、教育、就労に至るまで広範囲にわたる連携が、漠然としたキャッチコピーで終わらないよう具体的に連携機関、連携方法・内容について今後の検討課題とすべき。
- ・県総合リハビリテーションセンターの医師がもっと福祉の分野に関わっていけるような仕掛けを整えるべき。

提言① これまでの役割に加え、多様な関係機関をつなげ、社会参加を後押しする役割を担うこと。

提言への対応方針案

役割の見直し

- (1) 不採算の分野や新しい分野で民間参入が少ない分野の福祉サービスを提供する役割（セーフティネット）
- (2) 個別相談に対して、高度・専門的な知識を要する分野、または複数の支援機関が関わる分野で横断的に調整する役割（コーディネート）
- (3) 医療、介護、福祉、教育、就労等の多様な関係機関を包括的につなげる役割（ハブ）
- (4) 就労、スポーツ活動などを通じて社会参加できるよう後押しする役割（エンパワメント）

5. 県障害者総合支援センターが担う機能

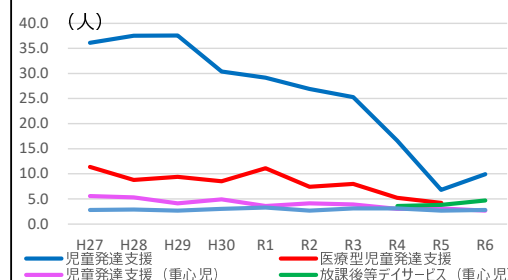
(1) わかくさ愛育園の障害福祉サービス等の見直し

共生社会（Ⅲ） 希望する地域生活を送るための支援

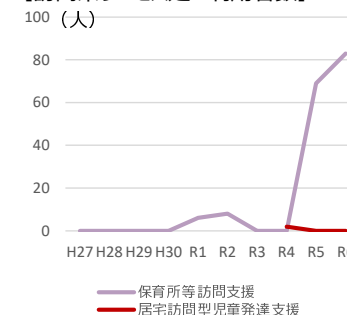
1. 現状

○わかくさ愛育園の利用状況

【1日あたり利用者数】



【訪問系サービス延べ利用者数】



2. 課題

- ・生活介護（重症心身障害者）の利用希望はあるものの、利用者の受入が進んでいない。
- ・居宅訪問型児童発達支援は、令和4年度の事業開始以降、利用実績が延べ2件のみ、県内全体でも利用者数は9人（令和5年度実績）と少ない。
- ・令和3年のあり方検討の結果から福祉型児童発達支援は令和6年度末での事業終了を予定し新規受入を停止したが、令和6年の制度改正により福祉型と医療型が一元化されたことを受け、わかくさ愛育園においても医療型児童発達支援と一元化し継続しているものの、利用者が大きく減少している。

3. 委員のご意見

- ・生活介護については、県中南部の重症心身障害者、医療的ケアの必要な人にとって重要な役割がある。しかし、利用希望者がいるにもかかわらず、園側の事情（職員不足等）により、利用者数が増えていない状況が続いているため、体制を整えるべき。
- ・生活介護に関して他施設も参考にし、1人でも多くの障害者の日中活動の場となるよう改善すべき。
- ・実態を踏まえて、生活介護の定員を変えることも検討すべき。
- ・生活介護が定員割れとなっている原因からアプローチすべき。
- ・利用者が大きく減少している事業については、要因を分析した上で、不要と判断されれば一定の機能を残し規模縮小もやむを得ない。
- ・児童発達支援（旧福祉型・旧医療型）の利用者が大きく減少しているのであれば、事業を縮小すべき。

提言② ニーズに応じたサービス提供が行えるよう、わかくさ愛育園の生活介護の受入環境等を見直すこと。

提言への対応方針案

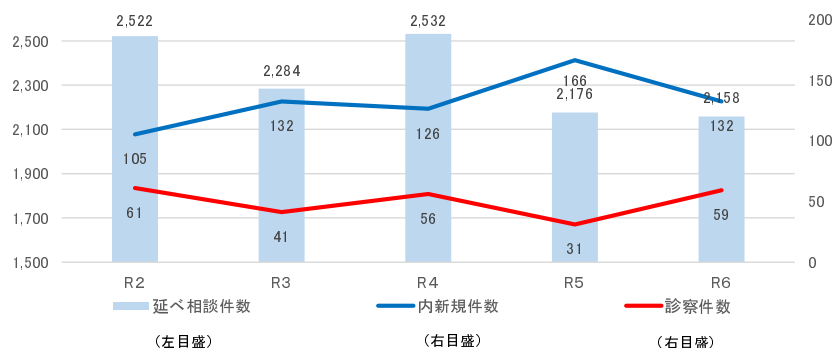
- ・生活介護（重心）については、利用希望者の状況を踏まえ、受入環境等を見直し受入人数の増加に取り組む。
- ・居宅訪問型児童発達支援は、令和4年度の事業開始以降、利用実績が延べ2件のみであるため事業を終了する。
- ・児童発達支援については、利用者が減少している原因を分析し、受入人数の見直しを行う。

(2) 総合相談支援センターの機能強化

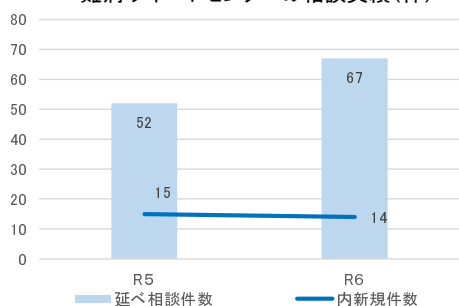
共生社会（ii）必要な時に身近な地域で相談できる体制づくり

1. 現状

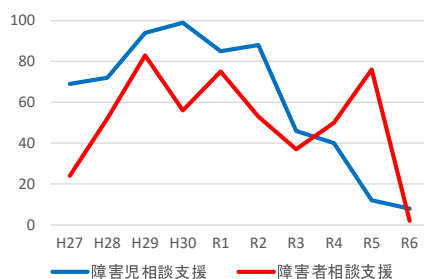
高次脳機能障害支援センターの相談実績(件)



難病サポートセンターの相談実績(件)



障害児・者相談支援の年間利用件数の推移 (件)



2. 課題

- ・障害者等の相談に関するワンストップ窓口として機能する必要がある。

3. 委員のご意見

- ・ここに来れば、どのようなことも相談でき、関係機関へ繋げてくれる存在になるべき。
- ・関係機関や市町村の障害部門に周知されておらず、連携強化すべき。

提言③ さまざまな相談についてワンストップ窓口として対応し、必要な支援につなげること。

提言への対応方針案

- ・総合相談支援センターに関する積極的な情報発信等の機能強化を検討。

(3) 新たな障害福祉サービス等の実施①

【高次脳機能障害者を対象とした就労支援】

共生社会（iii）希望する地域生活を送るための支援

1. 現状

1. 高次脳機能障害支援センターに寄せられた主な相談内容

○診断やリハビリに次いで「就労」が多い。

R4:①診断733件②リハビリ535件③病院の紹介387件④就労351件

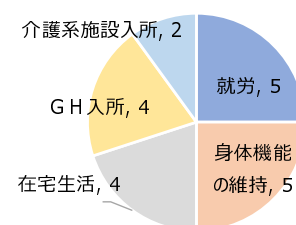
R5:①リハビリ537件②診断438件③就労402件④病院の紹介246件

R6:①診断878件②リハビリ323件③就労280件④病院の紹介245件

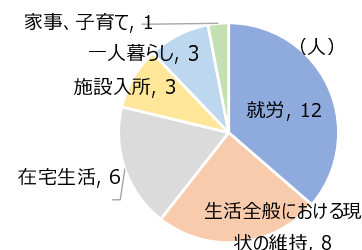
2. 高次脳機能障害者を対象とした就労支援に関するニーズ

○自立訓練センター利用者の利用開始時の進路希望は「就労」が多い。

【機能訓練（合計20人）】



【生活訓練（合計33人）】



2. 課題

県内の就労移行支援事業所（31ヵ所）のうち、高次脳機能障害者に対する専門的な支援を実施する事業所はない。

3. 委員のご意見

- ・企業を含めた社会全体での理解促進に取り組むべき。
- ・現在、実施している自立訓練などをさらに深め、就労に向けての支援などについても実効性のある施策や支援をすべき。
- ・就労支援の中に、自動車運転再開訓練を加えることを検討すべき。

提言④ 利用者のニーズに応え、障害者就業・生活支援センター等と連携の上、高次脳機能障害者を対象にした就労の支援を実施すること。また、自動車運転再開訓練による支援の実施を検討すること。

提言への対応方針案

- ・就労に必要な知識及び能力を習得するための訓練等を行う就労移行支援の実施。
- ・就職先や復職先の職場に定着して就労が続くよう、継続的に本人及び勤務先等とコミュニケーションをとり、連絡調整などの支援を行う就労定着支援の実施。
- ・利用者ごとに適した就労移行・定着の支援を実施するため、奈良障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターと連携を強化。
- ・高次脳機能障害に関する理解を促進する取組の推進。
- ・自動車運転再開訓練の実施を検討。

(3) 新たな障害福祉サービス等の実施②

【視覚障害者を対象とした自立訓練】

共生社会（iii）希望する地域生活を送るための支援

1. 現状

1. 県内の視覚障害者に関する状況

○県内の身体障害者手帳（視覚障害）所持者数 4,005人

【内訳：1級1,264人、2級1,284人、3級260人、4級349人、5級593人、6級255人】

2. 障害者団体からのご意見

- ・視覚障害者の自立・社会参加に向け安全に歩行訓練ができるブロックや、手摺などがある広いグラウンド及び歩行訓練士が必要。
- ・視覚障害者向けの簡単な調理など生活に必要な動作の訓練ができるところが必要。
- ・県外の施設に訓練へ行っている。

3. 視覚障害者を対象とした自立訓練のニーズ

○中途失明者・盲ろう者等生活訓練事業の利用者数

R4:48名、R5:66名、R6:62名

- ・県から(社)日本ライトハウス（所在地：大阪府）への委託事業
- ・在宅の重度の視覚障害者及び盲ろう者の自宅に指導員を派遣し、歩行、コミュニケーション、日常生活動作、情報支援機器の操作等、必要な訓練を実施する。
- ・1人あたり年間2～4回の訓練を実施（1回2時間程度）

2. 課題

1. 中途失明者・盲ろう者等生活訓練事業に関する障害者団体からの意見など

- ・訓練の開始時期が毎年7、8月頃になっており1年間通して訓練を行うことができない。
 - ・1人当たりの訓練回数が少ない。
- ⇒受託者は地元自治体等からの訓練の希望者が多く、本県での訓練回数を増やすことなどは難しい。

2. 視覚障害者を対象とした自立訓練の状況

県内自立訓練（機能・生活訓練）事業所（22カ所）のうち、視覚障害者に対する専門的な支援を実施する事業所はない。

3. 委員のご意見

- ・盲学校と役割の違いを明確にし、連携を行うべき。
- ・ニーズに合致しており、視覚障害者を対象とした自立訓練は実施すべき。

提言⑤ 視覚障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう自立訓練を提供すること。

提言への対応方針案

- ・視覚障害者に対する歩行訓練や日常生活に必要な訓練を行う。

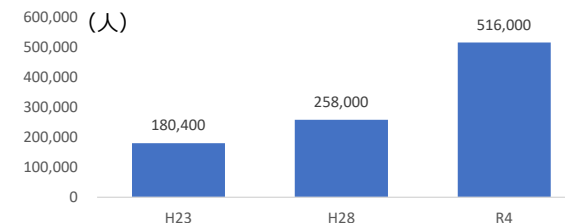
(3) 新たな障害福祉サービス等の実施③

【発達障害者を対象とした自立訓練】

共生社会（iii）希望する地域生活を送るための支援

1. 現状

全国の医師から発達障害と診断された者（18歳以上）の推計数



※厚労省「生活のしづらさなどに関する調査」より

- ・令和4年度の全国における発達障害者の数は、平成23年度より2.9倍に増加している。

2. 課題

- ・発達障害者の数は全国的に年々増加しているが、県内は把握できていない。
- ・令和7年度の自立訓練（生活訓練）の事業所数は21カ所あるが、発達障害者に対してどのような支援が行われているか把握できていない。

3. 委員のご意見

- ・知的障害の伴わない発達障害者の支援に特化した事業所は少ないため、専門的な直接支援に取り組むべき。（ソーシャルスキルトレーニング・ライフスキルトレーニング等）
- ・自閉症スペクトラム症への療育体制は重要。

提言⑥

県内の発達障害者の状況やニーズを把握し、コミュニケーションが苦手であったり、周りの人と馴染めないなど、生活のしづらさを抱える発達障害者に対して支援を検討すること。

提言への対応方針案

- ・県内の発達障害者の支援状況等を調べて、社会で生活していくために必要なスキル（ソーシャルスキル）や行動方法を学び、身に付けるための自立訓練（生活訓練）の実施を検討。

（３）新たな障害福祉サービス等の実施④

【脊髄損傷者、下肢不自由者・下肢切断者への就労・就学支援】

共生社会（iii）希望する地域生活を送るための支援

１．現状

- ・回復期病院（14病院）に対し、脊髄損傷者、下肢不自由・下肢切断者からの就労及び就学に関する相談の有無について、アンケートを実施。
- ・14病院中4病院が、「就労に関する相談があり関係機関を紹介している」と回答し、4病院全てが県障害者総合支援センターを紹介していた。

２．課題

- ・脊髄損傷者、下肢不自由者・下肢切断者に対して、自立訓練での受入は行っている。しかし、就労支援に関する事業は実施していないため、受入ができていない。

３．委員のご意見

- ・脊髄損傷者、下肢不自由者・下肢切断者への就労・就学支援も盛り込むべき。

提言⑦ 脊髄損傷者、下肢不自由者・下肢切断者への就労・就学支援を検討すること。

提言への対応方針案

- ・脊髄損傷者、下肢不自由者・下肢切断者への就労・就学支援を検討。

（４）医療と福祉の連携

共生社会（iii）希望する地域生活を送るための支援

１．現状

- ・平成26年に医療部門と福祉部門で組織が分離。

２．課題

- ・組織分離後は、県総合リハビリテーションセンターの医師の県障害者総合支援センターへの関わりが希薄になっている。

３．委員のご意見

- ・県総合リハビリテーションセンターの医師が県障害者総合支援センターにもっと関わっていけるような仕掛けを整えるべき。

提言⑧ 医師が県障害者総合支援センターに助言等ができるような仕掛けを整えること。

提言への対応方針案

- ・医療と福祉が連携できるよう、医師が県障害者総合支援センターの職員と定期的に協議する場を設けるなどを検討。

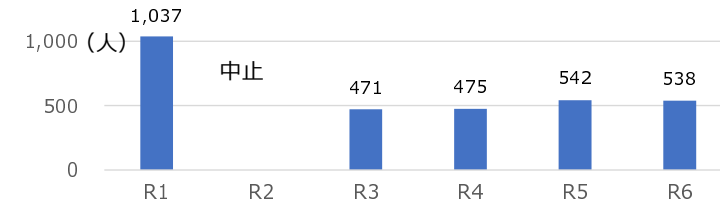
（５）障害者スポーツ等の振興

共生社会（viii）誰もが気軽に社会参加できる環境づくり

１．現状

１．県障害者スポーツ大会の参加者数

- 新型コロナウイルスの影響を受けR3年はR1年の半分以上となったが、参加者数は回復傾向。



２．障害者スポーツにおける拠点等の状況

- 県障害者スポーツ協会（以下の事業を県が委託）
 - １ 陸上競技、サッカー競技、ボッチャ競技などの障害者スポーツ大会を開催。
 - ２ 全国障害者スポーツ大会への県選手団を派遣するため選手登録や引率等を実施。
 - ３ 県障害者スポーツ指導者協議会と連携し、障害者のスポーツ活動を支援するボランティアの養成、登録等を実施。

２．課題

- ・令和13年の全国障害者スポーツ大会奈良県開催に向けた障害者スポーツの裾野拡大、指導者等の人材育成を進める必要がある。
- ・自立訓練センターでの訓練後もスポーツに取り組むことで、機能維持や社会参加につなげる必要がある。

３．委員のご意見

- ・誰もが気軽に社会参加できる環境づくりを目指し、障害者がスポーツ、文化芸術活動を通して、生きがいを持てるよう関係機関と連携を図って充実すべき。
- ・スポーツ活動は当事者にとって心身の健康を保つ上で重要な役割があり、人々との交流が障害への理解を深め共生社会へつながる。しかし、専用施設の確保、移動手段、金銭的負担などの課題がある。
- ・スポーツ関係者の横断的な連携システムが必要。

提言⑨ 障害者の心身の健康増進及び生活の質向上等のため、スポーツや文化芸術活動など社会参加できる環境づくりを行うこと。

提言への対応方針案

- ・自立訓練センターの利用者等が退所後も訓練で回復した身体機能のさらなる向上につながるようスポーツや文化芸術活動ができる環境づくりを行う。
- ・バラスports指導員の養成などスポーツに取り組める体制の強化を行う。
- ・障害者スポーツや文化芸術活動の普及による障害理解の促進を図る。
- ・県障害者スポーツ協会、県障害者スポーツ指導者協議会との連携体制の構築する。

(6) 障害理解の促進

共生社会（i）共生社会の実現に向けた理解の促進

1. 現状

1 令和6年度「奈良県障害者計画の改定にあたってのアンケート調査」実施概要

実施期間：令和6年1～3月 実施方法：意見交換を実施した団体を通して調査票を配布・回収

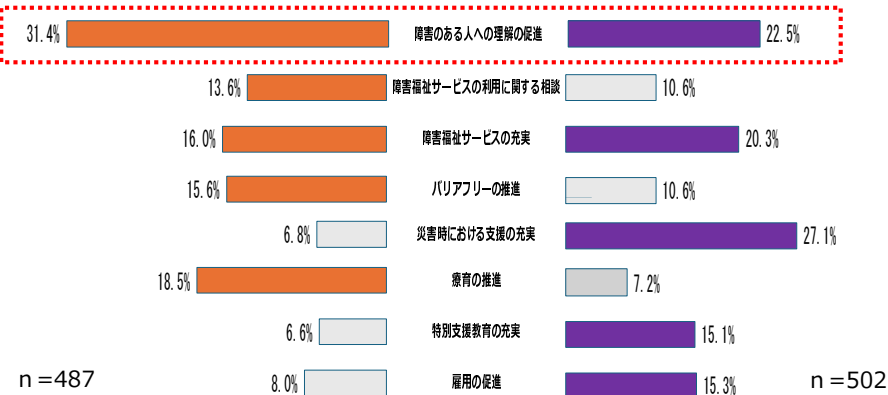
回収数：614件

質問内容：令和2年度と比較して「思いを実現できるようになったと感じられる項目」と「思いを実現できるようになったと感じられない項目」をそれぞれ最大3つまで選択

2 アンケート結果概要

○回答の多かった上位5つの項目を着色（全19項目から一部抜粋）

【思いを実現できるようになったと感じられる項目】 【思いを実現できるようになったと感じられない項目】



2. 課題

・「障害のある人への理解の促進」については、「思いを実現できるようになったと感じる」が31.4%(前回7.6%)、「思いを実現できるようになったと感じられない」が22.5%(前回21.3%)となっており、障害理解の促進が不十分である。

3. 委員のご意見

- ・「社会的障壁」（事物・慣行・制度・観念）の除去に焦点化した議論、理解啓発をすべき。
- ・現在、同じ障害を持つ者が集まり、障害に関する勉強会や屈託のない話し合いを定期的に行っている。お互いに学ぶことがあり、とても有意義な機会になっているので、他の障害がある人たちと同様の取組を一緒に行えば、新たな気づきがあり、世界が広がると思う。
- ・県障害者総合支援センター内での障害者雇用を促進することが、障害の理解促進と社会参加の機会となる。

提言⑩ 県障害者総合支援センターを地域に開かれた施設とし、障害理解の促進に向け取り組むこと。また、同センターにおいて、障害者を雇用し、障害者の社会参加や障害の理解促進につなげること。

提言への対応方針案

- ・障害者スポーツ等の振興とあわせて情報発信や障害理解の機会創出を検討。
- ・県障害者総合支援センター内で障害者を雇用。